

山梨県公報

第二千三百七十七号

平成二十五年

十二月十六日

月 曜 日

目次

- 道路の供用開始(三件)……………七七七
- 道路の区域変更(三件)……………七七七
- 公 告
- 一般競争入札について……………七九九
- 公安委員会
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………八〇〇
- 正 誤
- 平成二十五年十一月二十九日付号外第八十三号中……………八〇三

告 示

山梨県告示第四百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十六年一月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	平林青柳線	南巨摩郡富士川町大字平林字八 ツ面五一番の一地先から 南巨摩郡富士川町大字平林字下 河原一四六八番の一地先まで	五〇・五	平成二十五年 十二月十 六日

山梨県告示第四百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年一月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐中央線	中巨摩郡昭和町飯喰字屋敷添八 九七番地先から 中巨摩郡昭和町飯喰字屋敷添九 四三番地先まで	九六・九	平成二十五年 十二月十 六日

山梨県告示第四百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年一月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	柳平塩山線	山梨市牧丘町柚口字東下一四七 九番の二地先から 山梨市牧丘町千野々宮字大石窪 四七番の一地先まで	四四〇・〇	平成二十五年 十二月十 六日

山梨県告示第四百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所

所峡北支所において、この告示の日から平成二十六年一月六日まで一般の縦覧に供する。
平成二十五年十二月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 北杜富士見線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
北杜市小淵沢町字下宮原九一四二番の二地 先から 北杜市小淵沢町字下宮原九一六〇番地先まで	一〇・七 二二・四	一一・一 二三・三		一三一・七

山梨県告示第四百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十六年一月六日まで一般の縦覧に供する。
平成二十五年十二月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 割子切石線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町下田原字一枚山一九四番の 三地从り 南巨摩郡身延町下田原字廣反歩一一九六番 の一地先まで	〇・〇 五〇・四	〇・〇 五〇・四		五八〇・〇

南巨摩郡身延町下田原字一枚山一六三七番
地先から
南巨摩郡身延町下田原字廣反歩一一九六番
の一地先まで

南巨摩郡身延町下田原字一枚山一六三八番
の二地从り
南巨摩郡身延町下田原字廣反歩一一九六番
の一地先まで

南巨摩郡身延町下田原字一枚山八七番の一
地先から
南巨摩郡身延町下田原字廣反歩一一九六番
の一地先まで

〇・〇 二八・六	〇・〇 二九・一	六六四・〇
〇・〇 四三・四		六四七・〇

山梨県告示第四百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十六年一月六日まで一般の縦覧に供する。
平成二十五年十二月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 古関割子線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町芝草字中畑四三番の三地从り から 南巨摩郡身延町芝草字築敷七四番の一地先 まで	七・八 一九・五	八・四 二九・四		四二・一

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年十二月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に付する事項

- 1 購入物品の名称及び数量
情報処理実習装置 二式
- 2 購入物品の仕様等
- 3 入札説明書で定める内容等であること。

納入期限
平成二十六年三月十四日

4 納入場所

知事が指定する場所（県立甲府城西高等学校）

二 一般競争入札の参加資格

- 1 平成二十五年年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十五年山梨県告示第八十八号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第 二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

4 この公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

5 納入しようとする物品に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できることを証明した者であること。

6 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（物品）のうち「情報機器」、「通信機器」のいずれかが登録されている者であること。

7 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇―八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局

管理課調度担当 電話〇五五―二二三―一三九五

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十五年十二月二十四日（火）までの山梨県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所を（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成二十五年十二月二十七日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に提出する。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十六年一月二十七日（月）午後二時

山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県民会館三階 出納局入札室

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金
 入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否
 要

4 違約金の有無
 有

5 落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

6 その他
 詳細は、入札説明書による。

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured
 Computers for Educational Use in High School Information Processing Classes 2 units
- 2 Date and time for tender
 2:00PM January 27, 2014
- 3 Bureau in charge

Procurement Section, Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan
 TEL 055-223-1395

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百四十五号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十五年十二月十六日

山梨県公安委員会

委員長 櫻井 洋

別表第一中

二二八	中巨摩郡敷島町島上条一、七七〇番地先（県道敷島竜王線と町道との十字路交差点）	敷島北駐在所西	平成二五年・八・六告示
-----	--	---------	-------------

を

二二八	甲斐市島上条一、八三九番地一先（県道敷島竜王線と市道との十字路交差点）	敷島北小学校南	平成二五年二月一六日告示第一四五号
-----	-------------------------------------	---------	-------------------

に改める。

別表第六中

三三四	国道五二号线	南巨摩郡富沢町万沢五、八七一番地の一先（平山交差点）	北進する大型自動車	終日	南部	五九・一二・六告示第五九号
-----	--------	----------------------------	-----------	----	----	---------------

を

三三四	国道五二号线	南巨摩郡南部町万沢五、八七一番地一先（平山交差点）	北進する車両	終日	南部	平成二五年一月一六日告示第一四五号
-----	--------	---------------------------	--------	----	----	-------------------

に改める。

別表第十中

四、六四四	町道西条昭和インタ―線	中巨摩郡昭和町西条四、〇〇三番地先（手作り公園南交差点）	南甲府	平二・四・一〇告示第一八号
-------	-------------	------------------------------	-----	---------------

を

四、六四四	町道西 条昭和 インタ ー線	中巨摩郡昭和町西条五、三五七 番地先（手作り公園南交差点）	一	南 甲 府	平成二五年一 二 月一六日 告示第一四五号
-------	-------------------------	----------------------------------	---	-------------	--------------------------------

五、四三八	市道	甲州市塩山下於曾八七一番地一 先（主要地方道白井甲州線と市 道との丁字路交差点）	一 日下 部	平 成 二 五 年 一 一 月一四日 告示第一三〇号
-------	----	--	--------------	--

五、四三八	市道	甲州市塩山下於曾八七一番地一 先（主要地方道白井甲州線と市 道との丁字路交差点）	一 日下 部	平 成 二 五 年 一 一 月一四日 告示第一三〇号
五、四三九	県道敷 島竜王 線	甲斐市島上条一、八三九番地一 先（敷島北小学校南交差点）	一 菲 崎	平 成 二 五 年 一 一 月一六日 告示第一四五号

に改める。
別表第十六中

二、六九五	市道	甲府市住吉三丁目六番三三号先 （桑田商店北側）	南 甲 府	五 六 ・ 二 ・ 七 五号
-------	----	----------------------------	-------------	----------------------------------

二、六九五	市道	甲府市里吉三丁目六番二三号先 （市道同士の十字路交差点・西 進車両）	南 甲 府	平 成 二 五 年 一 一 月一六日 告示第一四五号
-------	----	--	-------------	--

二、六九七	市道	甲府市住吉四丁目七番四〇号先	南 甲 府	五 六 ・ 二 ・ 七
-------	----	----------------	-------------	----------------------------

		（美和金属東側）		五 号
--	--	----------	--	--------

二、六九七	市道	甲府市里吉三丁目一番六号先（ 市道同士の十字路交差点・東進 車両）	南 甲 府	平 成 二 五 年 一 一 月一六日 告示第一四五号
-------	----	---	-------------	--

二、六九八	市道	甲府市住吉四丁目六番三五号先 （里吉出荷組合共選所東側）	南 甲 府	五 六 ・ 二 ・ 七 五号
-------	----	---------------------------------	-------------	----------------------------------

二、六九八	市道	甲府市里吉四丁目六番三五号先 （市道同士の十字路交差点・西 進車両）	南 甲 府	平 成 二 五 年 一 一 月一六日 告示第一四五号
-------	----	--	-------------	--

八、四二六	市道	甲府市古府中町字御馬屋小路一 、二二九番地先（東進する車両 ）	甲 府	平 五 ・ 一 〇 ・ 一 四 号 告示第四七号
-------	----	---------------------------------------	--------	---

八、四二六	市道	甲府市古府中町六、〇一七番地 九先（土井川橋南詰十字路交差 点・東進車両）	甲 府	平 成 二 五 年 一 一 月一六日 告示第一四五号
-------	----	---	--------	--

八、四二八	市道	甲府市古府中町一、二三一番地 先（エンジニアリングKK東側 ）	甲 府	平 五 ・ 一 〇 ・ 一 四 号 告示第四七号
-------	----	---------------------------------------	--------	---

<p>八、四二八</p> <p>市道</p> <p>甲府市古府中町六、〇一七番地 一三先(市道同士の十字路交差点・東進車両)</p> <p>甲府</p> <p>平成二五年一月一六日 告示第一四五号</p>	<p>八、四二九</p> <p>市道</p> <p>甲府市古府中町字御馬屋小路一、一七五番地の一先(北進する車両)</p> <p>甲府</p> <p>平五・一〇・一四 告示第四七号</p>	<p>八、四二九</p> <p>市道</p> <p>甲府市古府中町六、〇一一番地 二先(市道同士の丁字路交差点・東進車両)</p> <p>甲府</p> <p>平成二五年一月一六日 告示第一四五号</p>	<p>八、四三〇</p> <p>市道</p> <p>甲府市古府中町一、一七〇番地の一先(武田信二方東側)</p> <p>甲府</p> <p>平五・一〇・一四 告示第四七号</p>	<p>八、四三〇</p> <p>市道</p> <p>甲府市古府中町六、〇一〇番地 五先(市道同士の丁字路交差点・東進車両)</p> <p>甲府</p> <p>平成二五年一月一六日 告示第一四五号</p>	<p>八、四三一</p> <p>市道</p> <p>甲府市古府中町字土屋敷一、三〇五番地の一先(南進する車両)</p> <p>甲府</p> <p>平五・一〇・一四 告示第四七号</p>
--	--	---	---	---	--

<p>八、四三一</p> <p>市道</p> <p>甲府市古府中町六、〇二三番地 先(西耕地溜池西側丁字路交差点・南進車両)</p> <p>甲府</p> <p>平成二五年一月一六日 告示第一四五号</p>	<p>八、四三二</p> <p>市道</p> <p>甲府市古府中町字土屋敷一、三〇八番地の三先(北進する車両)</p> <p>甲府</p> <p>平五・一〇・一四 告示第四七号</p>	<p>八、四三二</p> <p>市道</p> <p>甲府市古府中町六、〇〇四番地 五先(西耕地溜池南側丁字路交差点・北進車両)</p> <p>甲府</p> <p>平成二五年一月一六日 告示第一四五号</p>	<p>八、四三四</p> <p>市道</p> <p>甲府市古府中町一、一二九番地の一先(畠中方南側)</p> <p>甲府</p> <p>平五・一〇・一四 告示第四七号</p>	<p>八、四三四</p> <p>市道</p> <p>甲府市古府中町六、〇一二番地 一先(市道同士の十字路交差点・南進車両)</p> <p>甲府</p> <p>平成二五年一月一六日 告示第一四五号</p>	<p>八、四三六</p> <p>市道</p> <p>甲府市古府中町一、〇二四番地の一先(中沢方北側)</p> <p>甲府</p> <p>平五・一〇・一四 告示第四七号</p>
--	--	---	---	---	---

八、四三六	市道	甲府市古府中町六、〇一五番地七先（塚原橋南詰丁字路交差点・西進車両）	甲府	平成二五年一月一六日 告示第一四五号
-------	----	------------------------------------	----	-----------------------

一一、七二三	市道	甲州市塩山下於曾八七一番地一先（主要地方道白井甲州線と市道との丁字路交差点・東進車両）	日下部	平成二五年一月一四日 告示第一三〇号
--------	----	---	-----	-----------------------

一一、七二三	市道	甲州市塩山下於曾八七一番地一先（主要地方道白井甲州線と市道との丁字路交差点・東進車両）	日下部	平成二五年一月一四日 告示第一三〇号
--------	----	---	-----	-----------------------

一一、七二四	市道	甲斐市島上条一、八三九番地一先（敷島北小学校南交差点・南進車両）	葦崎	平成二五年一月一六日 告示第一四五号
--------	----	----------------------------------	----	-----------------------

一一、七二五	市道	甲斐市境三四五番地五先（敷島北小学校南交差点・北進車両）	葦崎	平成二五年一月一六日 告示第一四五号
--------	----	------------------------------	----	-----------------------

一一、七二六	町道	南巨摩郡南部町本郷五〇五番地先（中部横断自動車道カルバートボックス西側丁字路交差点・南進車両）	南部	平成二五年一月一六日 告示第一四五号
--------	----	---	----	-----------------------

一一、七二七	市道新倉南線	富士吉田市緑ヶ丘二丁目八番一先（市道新倉南線とおひめ坂通りとの十字路交差点・北進車両）	富士吉田	平成二五年一月一六日 告示第一四五号
--------	--------	---	------	-----------------------

一一、七二八	市道新	富士吉田市旭一丁目四番二号先	富士吉田	平成二五年一月一六日 告示第一四五号
--------	-----	----------------	------	-----------------------

倉南線	（市道新倉南線とおひめ坂通りとの十字路交差点・南進車両）	田	月一六日 告示第一四五号
-----	------------------------------	---	-----------------

一一三〇	町道西条昭和インター線	中巨摩郡昭和町西条四、〇〇三番地先（手作り公園南交差点）	二	平一二・四・一〇 告示第一八号
------	-------------	------------------------------	---	--------------------

一一三〇	町道西条昭和インター線	中巨摩郡昭和町西条五、三三七番地先（手作り公園南交差点）	二	平成二五年一月一六日 告示第一四五号
------	-------------	------------------------------	---	-----------------------

正 誤

●平成二十五年十一月二十九日付山梨県選挙管理委員会告示第八十号（収支報告書の要旨の公表）

五六ページ上段中
「政治団体の名称 日本維新の公衆議院山梨県第一支部」は

「政治団体の名称 日本維新の公衆議院山梨県第一支部」は
「政治団体の名称 日本維新の公衆議院山梨県第一支部」は
「政治団体の名称 日本維新の公衆議院山梨県第一支部」は
「政治団体の名称 日本維新の公衆議院山梨県第一支部」は

「政治団体の名称 民主党山梨県第1区総支部」は
「政治団体の名称 民主党山梨県第1区総支部」は
「政治団体の名称 民主党山梨県第1区総支部」は
「政治団体の名称 民主党山梨県第1区総支部」は

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番